

19消安第10391号
平成19年11月22日

地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

殿

(農林水産省) *¹消費・安全局長
(農林水産省) *¹生産局長

無登録農薬と判断された資材への対応について

三好商事株式会社が販売している資材「アグリクール」(商品名)について、農薬の有効成分が含まれているとの情報提供があったことを受けて、独立行政法人農林水産消費安全技術センターにおいて分析を行った結果、別添のとおり、農薬の有効成分であるアバメクチンが含まれていることが判明しました。

当該資材は含有成分の濃度等からみて、農薬取締法(昭和23年法律第82号)第2条に基づく農林水産大臣の登録が必要な農薬に該当しますが、農薬として登録されておらず、無登録農薬に該当するものです。

当該資材を製造販売した三好商事株式会社等に対し立入検査を実施し、別紙のとおり各都道府県に対し通知したところであることから、貴職より、下記事項に係る対応をとるべきことについて、貴局管下地方農政事務所に対して通知されたい。^{*2} (参考までに通知する。)^{*3}

記

- 1 「アグリクール」を保有している販売者に対しては、これを販売することなく、直ちに製造業者に返品するよう、指導を行うこと。
- 2 「アグリクール」を保有している生産者に対しては、これを使用することなく、直ちに販売者を通じて製造業者に返品するよう、指導を行うこと。
- 3 農作物に「アグリクール」を使用していたという事実を把握した場合には、食品衛生担当部局と連携しつつ、今月末までに農林水産省農薬対策室に報告すること。

(*1)：内閣府沖縄総合事務局長あてに記載する。

(*2)：北海道農政事務所長及び内閣府沖縄総合事務局長あては下線部を削除する。

(*3)：北海道農政事務所長及び内閣府沖縄総合事務局長あてに記載する。

19消安第10391号
平成19年11月22日

別紙団体の長 殿

農林水産省消費・安全局長
農林水産省生産局長

無登録農薬と判断された資材への対応について

三好商事株式会社が販売している資材「アグリクール」（商品名）については、独立行政法人農林水産消費安全技術センターにおいて分析を行った結果、別添のとおり、農薬の有効成分であるアバメクチンが含まれていることが判明しました。

当該資材は含有成分の濃度等からみて、農薬取締法第2条に基づく農林水産大臣の登録が必要な農薬に該当しますが、農薬として登録されておらず、無登録農薬に該当するものです。

この結果を受けて、平成19年11月20日、当該資材を製造・販売した三好商事株式会社等に対し立入検査を実施しました。

本件については、別紙のとおり各都道府県に対し通知したところですが、貴会におかれましても、会員の農業者に対し、「アグリクール」は無登録農薬であることからこれを使用しないこと、また、「アグリクール」を保有している場合は販売業者を通じて製造業者に返品することについて周知徹底願います。

(別紙)

全国農業協同組合中央会

全国農業協同組合連合会

全国有機農業推進協議会

特定非営利活動法人 日本有機農業研究会

全国茶生産者団体連合会

日本園芸農業協同組合連合会

社団法人日本花き生産協会

19消安第10391号
平成19年11月22日

各都道府県知事 殿

農林水産省 消費・安全局長
生産局長

無登録農薬と判断された資材への対応について

三好商事株式会社が販売している資材「アグリクール」（商品名）について、農薬の有効成分が含まれているとの情報提供があったことを受けて、独立行政法人農林水産消費安全技術センターにおいて分析を行った結果、別添のとおり、農薬の有効成分であるアバメクチンが含まれていることが判明しました。

当該資材は含有成分の濃度等からみて、農薬取締法（昭和23年法律第82号）第2条に基づく農林水産大臣の登録が必要な農薬に該当しますが、農薬として登録されておらず、無登録農薬に該当するものです。

当該資材を製造・販売した三好商事株式会社等に対して立入検査を実施し、当該資材の回収等を指導しているところですが、そもそも無登録農薬を生産者が使用することがないよう注意喚起していただくとともに、下記事項について対応いただくよう協力をお願いします。

記

- 1 「アグリクール」を保有している販売者に対しては、これを販売することなく、直ちに製造業者に返品するよう、指導を行うこと。
- 2 「アグリクール」を保有している生産者に対しては、これを使用することなく、直ちに販売者を通じて製造業者に返品するよう、指導を行うこと。
- 3 農作物に「アグリクール」を使用していたという事実を把握した場合には、食品衛生担当部局と連携しつつ、今月末までに農林水産省農薬対策室に報告すること。

参考資料

1 経緯

- (1) 農林水産省は、これまで登録された農薬の適正使用を推進するとともに、無登録農薬の販売や使用が確認された場合には取り締まるとの基本的な考え方に基づき対応してきた。
- 「アグリクール」については、農薬の有効成分の混入が疑われるとの情報があつたことから、昨年販売されていた当該資材を本年10月に入手し、その4検体について独立行政法人農林水産消費安全技術センター農薬検査部が分析を行った。
- (2) 11月20日、独立行政法人農林水産消費安全技術センター農薬検査部から以下のとおり分析結果が報告されたことを受け、11月20日から21日にかけて、当該資材の製造元である三好商事株式会社等への立入検査等を行った。

2 分析結果

- (1) 農薬の有効成分であるアバメクチンの主成分のアベルメクチンB_{1a}が、分析した4検体の全てから0.2%検出された。
- (2) このアバメクチンの含有濃度並びに三好商事株式会社が推奨していた希釀倍率(1000倍)及び使用量(10アール当たり200リットル)を考慮すると、当該資材は一定程度の病害虫の防除効果を有すると判断でき、無登録農薬に該当する。

3 立入検査結果

- (1) 「アグリクール」は平成9年に製造が開始され、本年3月以降は製造されていない(平成16年6月以降の出荷量は下表のとおり)。
- (2) 「アグリクール」は、総販売代理店を通じてその8~9割が全国向けに出荷されていたが、本年4月以降、販売はされておらず、当該代理店を通じて自主回収中。その他、要望のあった者に対する直接販売あり。
- (3) 「アグリクール」にアバメクチンが混入した原因は現在のところ調査中。
- (4) 直接販売されていたものも含めて、当該資材は全て自主回収される予定。農林水産省は、三好商事株式会社等に対し、自主回収の状況等について報告することを命令。

4 分析結果等に対する評価

今回の件は、以下の点から国民の健康に大きな影響を与えるものではないと考えている。

- (1) アバメクチンは、米、加、英、仏等多くの国で安全性や農産物への残留等について評価の上、殺虫・殺ダニ剤として登録されており、国際的なリスク評価機関が1日摂取許容量(ADI)を設定済みであること。
- (2) 三好商事株式会社や販売者が推奨していた使用方法に従って使用していれば食品衛生法の基準値を超過して残留するとは思われないこと。
- (3) 3に示す立入検査の結果によれば、本年3月以降は当該資材は製造されておらず、現時点では、当該資材を使用した農産物が広く流通しているとは考えにくいこと。

表：三好商事株式会社のアグリクールの出荷量

サイズ	本（缶）数
100 mL	15,060 本
500 mL	27,351 本
20 ℥	461 缶
10 ℥	53 缶

自生植物からつくられた

農植物保護液 *Agricure*

アグリカル

主原料: クララ

と
農植物に
やさしい

原液

特許第3716092号

NET 100ml

●希釈液の目安(アクリクールのキャップ使用)
植物に使用時1,000倍液 土に使用時500倍

つくる量	1,000倍液
つくる	キャップ1杯
つくる	キャップ1/2杯
つくる	キャップ1/5杯



4538039001003

販売店

三好商事株式会社
TEL (055) 26-0780